

## 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成25年徳島県規則第26号）の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により徳島県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (法人の行う業務)

- 第3条 法人は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款（以下「定款」という。）第17条に規定する業務を行うものとする。
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その土地又は建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等に利用させ、または貸与することができる。
  - 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

### (業務の委託)

第4条 法人は、その業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合、業務の一部を委託することができる。

### (委託契約)

第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

### (競争入札その他契約に関する基本事項)

- 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合には、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができるものとする。
- 2 法人は、前項の規定による契約において、県内企業（県内に本店を有する事業所をいう。）への優先発注及び県内産資材の優先使用に努めるものとする。

### (委任)

第7条 この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

### 附 則

この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。